

広島県知事の湯崎です。

県民の皆様に、これまで以上に安心して飲食店を利用していただくための「2つの新しい取組」シリーズ、2回目は、アクリル板や換気設備の設置など感染防止策を実施する飲食店への補助についてです。

補助の対象となる経費は、飛沫感染防止策としてアクリル板、ビニールカーテン、また、接触感染防止策として遠隔で熱を測れるサーモカメラなどの設置費用です。

マスクやゴーグル、フェイスシールドなどの消耗品やエアコン、空気清浄機は、補助の対象外です。

補助の金額は、1店舗当たりの上限が10万円、店舗を複数お持ちの場合、店舗ごとに申請いただくことが可能です。

補助を受けるための条件は、「広島積極ガード店」への登録、つまり宣言店のすべての項目を守っていただくほか、「広島コロナお知らせQR」の導入とお客様へのメール登録の呼びかけをすること、訪問調査への協力、などです。

設置期間は、国がG o T o E a t キャンペーンの参加基準を公表した  
9月8日から、12月25日までの間に購入し、支払いを完了したもので、  
12月25日まで申請を受け付けています。

補助制度の詳細や申請方法については、県のホームページをご覧ください。  
補助金の事務局へお問い合わせください。